

相模原市監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、相模原市中沢財産区の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年10月28日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成21年10月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、城山町地域自治区事務所において、平成21年度（平成21年8月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、相模原市中沢財産区（以下「中沢財産区」という。）の財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 城山町地域自治区事務所（中沢財産区）

ア 各事業の収入及び支出に関する事務

イ 財産の管理及び運用に関する事務

3 監査の結果

城山町地域自治区事務所における中沢財産区の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。